

令和8年度 津久見市国民健康保険税徴収計画

令和8年4月1日

1. 計画の目的

国民健康保険運営の安定化に向けて、収納率向上に向けた取組を計画的かつ効率的に実施するため策定するもの。

【国民健康保険税収納率（一般）】 (単位：%)

区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度 (目標)
現 年	97.25	96.20	95.03	95.29	95.13	95.94
過 年	10.59	11.16	14.33	18.10	16.00	16.00
計	74.00	74.10	74.60	79.77	79.00	79.10

※7年度は計画策定時における把握可能な数値を記載 ※3年度から現年は一般分のみ

2. 主な取組

(1) 滞納整理

①督促状の発送

- ・毎月、納期限後20日以内に督促状を送付する。

②納税催告書の発送

発送月	催 告 書 発 送 対 象 者
5月	現年分滞納者（出納閉鎖まで、一斉催告）
8月	過年分を含む滞納者（一斉催告）
12月	過年分を含む滞納者（一斉催告）
他月	主に現年滞納者（各地区担当で随時催告）

③電話催告

- ・随時、電話催告を実施する。

④臨戸訪問

- ・督促状や催告書等の文書催告、電話催告をしてもなお納付がない滞納者等については、臨戸訪問を実施する。（なお、集金業務としての戸別訪問は基本的に行わない。特別に必要な場合に限り実施）
- ・収納対策上、効果的と判断する場合または平日中の臨戸訪問では滞納者に接触できない場合等には、平日夜間における臨戸訪問を適宜実施する。

⑤滞納整理強化月間の設定

区 分		取 組 概 要
1 2 月	年末滞納整理強化月間	電話・訪問催告、納税相談
5 月	出納閉鎖滞納整理強化月間	〃

⑥特別療養費の支給

特別な理由がなく国民健康保険税を滞納し、納期限から1年以上経過した場合は、特別療養費の支給に係る事前通知を行ったうえで、特別療養費の支給対象とする。

⑦口座振替等の推進

(口座振替)

- ・新規加入手続時に口座振替依頼書を渡すとともに、広報紙への記載や窓口でのチラシ配布などによって、口座振替の推進を図る。
- ・納税相談時にも口座振替の加入を推進する。

【口座振替世帯率】

(単位：%)

区 分	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度 (目標)
総世帯数	2, 8 6 1	2, 7 9 4	2, 6 2 1	2, 4 7 3	2, 2 6 0	2, 1 0 6
振替世帯数	1, 1 2 2	1, 1 0 4	1, 0 1 4	9 6 7	9 6 0	9 7 0
振替世帯率	5 6. 7 2	5 6. 8 5	5 5. 8 6	5 6. 3 5	5 5. 2 0	6 1. 8 2

出典：国民健康保険実施状況報告

※口座振替世帯率 = 振替世帯数 ÷ (総世帯数 - 納税組織世帯数 - 特別徴収(年金天引き)世帯数)

7年度は計画策定時における把握可能な数値を記載

⑧コンビニ納付、スマホ決済アプリを利用した納付の実施

- ・令和4年度から、コンビニエンスストアでの納付、スマホ決済アプリ (PayB、PayPay) を利用した納付を開始。

⑨広報活動

- ・保険税の納付に対する理解を高めるため、広報紙やホームページ等を活用した広報を実施する。

(2) 納税相談

① 納税相談

- ・ 保険税の適切な収納の確保のため被保険者の生活状況等に配慮した納税相談を随時実施する。

(3) 滞納処分

① 給与照会

- ・ 催告書を送付した結果、なおも納税相談に誠実に対応しない者、分納不履行者や単年度でも納税意思のない者に対して預金・生命保険等の照会を実施する。

② 差押予告書の送付

- ・ 納税相談に誠実に対応しない者、分納不履行者や単年度でも納税意思がなく、財産を保有している者に対して発送する。

③ 債権等の差押

- ・ 財産調査後、財産保有が判明しており、納税相談に誠実に対応しない者、分納不履行者や単年度でも納税意思のない者に対して差押を実施する。

(4) 他機関等との連携

① 県税事務所

- ・ 研修講師としての招聘、指導・助言
- ・ 派遣事業の受入(職員の徴収技術向上、高額・困難事案への対応等)

② 市町村

- ・ 相互協力(併任職員、滞納整理・搜索の共同実施等)

(5) 徴収体制の強化

① 職員の資質向上

- ・ 県や国保連が開催する研修会等に積極的に参加し、徴収担当職員の資質向上を図る。

3. 添付資料

(1) スケジュール

- ※徴収計画の年間スケジュール表を別途作成